

満洲事変後中国人留日学生の帰国運動の再検討 -権利闘争を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2022-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 張, 一聞 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/22446

満洲事変後中国人留日学生の帰国運動の再検討

—権利闘争を中心に—

張 一 聞

要旨 満洲事変の勃発は中国人日本留学生に深い影響を与えた。中国人留学生は日本に対する不満が事変によってピークになり、事変の直後から大規模な帰国運動を行った。1932年に日本に残留した中国人留学生はほぼ事変以前の三割しかいなかった。

満洲事変は留学生史においても、一つの重要な転換点とみなされている。従来の研究は、常に事変とそれとかわる運動が反映される愛国・反日感情を最も主要な視点としていた。ところが、愛国・反日運動を起こす前に、一般人として留学生が事変によって厳しくなった安全や経費に関する問題を、どのような方法で解決したか、また帰国以降いかなる結果を迎えたか、等の課題はまだ解明されていない。本論文は帰国運動の過程を整理し、事変の背後で発生した学生と政府との紛争の全貌を明らかにしてみたい。

第一節では、満洲事変直後に行われた中国人留学生の帰国運動の第一段階を考察した。満洲事変以降の留学生帰国運動の著しい特徴は、帰国が「中華留日学生会」（以下、学生会とする）という学生組織によって進められたことである。学生会は留学生を代表し、運動に反対していた駐日留学生監督処・国民政府と交渉し、帰国旅費の調達や帰国以降の待遇等の問題に、重要な役割を果たした。事変の直後、帰国するかどうか迷っていた留学生は少数ではなかったが、そのうちの多くが学生会の方針と宣伝を受けて帰国を決心した。

第二節では、運動の第二段階、特に監督処の動きについて論じている。1932年1月28日、満洲事変につき、第一次上海事変が勃発した。上海が日本の攻撃対象となって以降、もともと運動に賛成していなかった監督処はその態度が一変し、速やかに公費を出して留学生とともに帰国した。こうした状況をはじめ、監督処、及び国民政府期の留日学生管理を検討した。

第三節では、帰国した留学生の配属問題を分析している。ほとんどの帰国留学生が、中国国内或いは欧米へ転校した。本節は国民政府及び各地方政府の転校に関する各種の規程を整理し、従来の研究で一切触れられていなかった配属の過程や待遇などを明らかにしている。一方、日本陸軍士官学校から退学した陸軍学生について、彼らが南京の中央軍校に転校させられたことも取り上げている。

満洲事変後の留日学生帰国運動は愛国・反日運動として扱われていたが、実際には留学生組織の発展や学生と政府との闘争等の要素が含まれていた複雑な事件である。それ故に、本論文は事変や運動の政治的性格より、人の経歴と結末に注目している。

キーワード：満洲事変、帰国運動、中華留日学生会、留学生監督処、配属

はじめに

満洲事変の勃発から1932年2月まで、近代中国の日本留学史において最も規模が大きな留学生帰国運動が発生した。ただし、この運動についての研究成果は豊富とは言えず⁽¹⁾、以下の通りいくつかの問題が残されている。まず、学生の対日抗議や国民政府への請願活動に注目するものがあるが、運動の効果や影響などについての分析は足りないと考えられる。また、中国側の研究は主に当時中国国内の新聞記事を史料として参照しているが、そのみでは運動の全貌を明らかにできない。さらに、中華民国国民政府の留日学生管理機関としての駐日留日学生監督処（以下、監督処）が運動に対していかなる態度や対応を採り、留学生と国民政府が帰国補助や帰国後の配属をめぐるどのような交渉と闘争を行ったかについては取り上げられていない。最後に、従来の視点では、運動に反映される愛国反日感情に集中し、留学生を一般民衆より先進的な集団とみなして彼らの国家、民族、反日への貢献を強調している。が、同じく一般人としての大多数の留学生たち自身がどのような阻害を受け、帰国後どのような結果を迎えたかが解明されていない。

満洲事変後の留学生帰国運動は、それ以前の帰国運動と比べ、留学生と監督処・民国教育部との帰国に関する権利の闘争が運動の終わりまで存在したという、最も顕著な特徴が見られる。本文は日中両国の資料を分析し、帰国運動の過程を詳しく考察し、政治事変の背後で発生していた学生と政府との紛争の全貌を明らかにしてみたい。

一 帰国運動と権利の争い

1931年9月18日、日本関東軍は柳条湖事件を起こし、わずか一日で中国東北地域の中心都市奉天を占領した。19日、日本のマスメディアが大量の戦況を報道し、そのうち、『東京朝日新聞』は号外を二つ出版して戦争の宣伝を行った。日本陸軍經理学校の軍人留学生は事変の詳しい状況を知った後、最初に留学生を組織して日本軍の侵略に抗議した。21日、中華民国駐日陸軍留学生監督の許可を得なかったにもかかわらず、当校の留学生10人が全員授業をボイコットした。同時に、陸軍砲兵学校、東亜高等予備学校等の学校で、留学生の無断欠席があった⁽²⁾。ただ、軍人留学生と違い、一般留学生が欠席した理由には、憤怒や抗議より、自身の安全を心配するという要素が多かった。1923年に関東大震災が発生し、震災直後に多くの日本民衆、さらに一部の警察までが在日朝鮮人の虐殺をしたが、在日中国人労働者、商人、留学生も大きな被害を受け、百人以上の死傷者が出た⁽³⁾。天災と人災を恐れ、多くの留学生が帰国してしまった。それ故、こうした日本社会からの攻撃に、中国人留学生は常に危機感を持っていたのである。満洲事変の時にも同じような状況が発生した。警視庁総監高橋守雄の報告書によると、満洲に駐屯し、仙台地域出身の兵士が多くいた第二師団に、中国軍との戦闘で大量な死

傷者が出た。その情報が国内に伝わると、仙台地域の住民は中国人に強い嫌悪感を持つようになった。そのため、そこで生活していた中国人、特に若い留学生たちの中に、恐怖が生み出された⁽⁴⁾。留学生、在日中国人が最も多かった東京においても、中国人経営の店舗が一時閉店とされ、中国人は外出を控え、自身の安全を確保しようとした⁽⁵⁾。

9月22日、監督処は各省の留学経理員を招集して事変後一回目の臨時学務会議を開いた。この臨時会議の議題は主に二つがあった。一、各省の九月分の留学経費がまだ届かず、留学生の強烈な不安を惹起したため、教育部と各省教育庁に至急送金を催促すること。二、大規模な留学生が帰国するなら、帰国旅費をいかに分配するのかということ⁽⁶⁾。しかしながら、留学生管理機関としての監督処及び中華民国駐日公使館は留学生の帰国を決定する権限がなかったため、臨時会議で留学生帰国の必要性、旅費の分配方法、帰国以降の配属方法などはいずれも決議されず、教育部や外交部からの指令を待つことになった。24日、監督処内部は東北出身の留学生の帰国意向をひとまず認めた。その理由は、事変の影響で東北から留学生への送金が届かなくなり、官費、自費生にかかわらず、東北籍留学生たちが日本での生活を続けるのは不可能であったという。また、東北籍留学生の一斉帰国が確定したら、監督処は予備経費で帰国旅費を支払うことを決定した。具体的な分配額は、遼寧省2500元、吉林省1500元、黒竜江省1000元となった⁽⁷⁾。

管理機関が対応策を出すと同時に、学生側も動き出した。日本の攻撃、侵略が激化する一方、個々の学生の行動のみでは無力であり、日本に対する抗議を表明し、留学生の利益を守るためには、強い力を持った組織とリーダーシップが必要であると、留学生たちは認識していた。9月22日、東京工業大学の留日工大同窓会は真っ先に一斉帰国の方針に合意し、最初の全員帰国を決定する学生組織となった⁽⁸⁾。のちに成立した中華留日学生会の中でも、東工大出身のメンバーが留学生全体を組織、リードするのに重要な役割を果たした。24日、東京神田の中華基督教青年会館（以下、青年会館）で、東京各学校からの留学生代表20余名が長時間の密談をした。その結果として、中国人留学生全体を代表する組織を成立させることは認められたが、一斉帰国に関しては結論が出ていなかった⁽⁹⁾。軍人留学生は密談には出席しなかったが、より強硬な形で自身の愛国、反日感情を表した。陸軍士官学校、成城学校、及び前述の陸軍経理学校、陸軍砲兵学校の留学生は一斉に授業をやめ、全員退学して帰国することを、速やかに定めた。燃えさかる学生たちの敵愾心と反対に、駐日陸軍学生監督・陸軍少将章鴻春は軍人留学生に、日本官憲を信頼して学校と授業に専念し、監督の指示に従わなければならないと命令し、無断欠席や退学は一切認めなかった⁽¹⁰⁾。だが、こうした学生の意志に背く命令は学生の行動を止めることができなかった。陸軍士官学校第23、24期の留学生は、抗議や絶食を含む多くの方法を使い、結局1931年10月24日まで合計145人が退学した⁽¹¹⁾。

1931年9月26日、学生代表が青年会館に集まって二回目の会議を開き、帰国運動の中心と

なった組織、「中華留日学生会」（以下、学生会）を正式に成立させた⁽¹²⁾。最初に学生会に参加したのは、東京にある五校（東京工業大学、鉄道教習所、武蔵高等工業学校、東京高等師範学校、東京帝国大学農学部実科）であった。ところが、在学留學生が最も多数であった明治大学、早稲田大学、法政大学等は参加しなかった⁽¹³⁾。私立学校の留學生はほとんど自費生であったため、出身地域、成績、経済状況などに格差がかなり存在し、短時間で意見を統一できなかった。学生会を成立させる一つの重要な狙いは私立学校や自費生へ宣伝し、その愛国反日感情を喚起することである⁽¹⁴⁾。事変の勃発は中国に巨大な衝撃をもたらしたが、1927年の山東出兵以来日中間の衝突が主に中国の東北、華北地域で頻発したため、江蘇、浙江、広東等の中国南方出身の留學生の中に一隅に安んじる考えを持ち、戦火が自身の故郷に及ばない限り、事変に対して激しい反応がない者が多かった。このような留學生を動員するため、武蔵高等工業学校の孫圃は自ら印刷物を配布し、日本の侵略が決して東北三省にとどまらず、中国全土の支配を狙っており、対日断交と宣戦が必要だと、ほかの留學生に呼びかけた⁽¹⁵⁾。1931年10月以降、学生会の宣伝が強化され、それに監督処、公使館との交渉で著しい成果が得られたことにともない、より多くの留日学生組織が学生会に参加し、または学生会と共同の方針を持つようになった。9月末から10月中旬まで、明治大学、早稲田大学、慶応義塾大学等の私立学校、及び関西、仙台、北海道の各学校の学生は学生会に参加して統一活動をすることを決定し、学生会に代表を派遣した。ほかの各学校にも、個人の身分で学生会に参加する者が多くいて、同窓生や同郷人へ帰国や反日の宣伝をした⁽¹⁶⁾。また、各省の留學生同郷会も次々と学生会に従って行動するという方針を取った。注意すべきことは広東省留日学生同郷会である。当時、広東政府（汪精衛、陳濟棠等を心とする）と南京国民政府とは対立しており、広東籍留學生の事変に対する見方も一様ではなかったが、協議の結果、学生会に従うこととされた⁽¹⁷⁾。

9月28日、学生会の成立宣言が発表された。宣言では中国人留日學生の一斉帰国を唱え、満蒙における日本の特権をすべて奪還し、日中間の不平等条約を全廃することを、国民政府に要求した⁽¹⁸⁾。それと同時に、監督処、公使館との交渉も始まった。日本側の調査によると、学生会の成立は監督処総務課長莊禹靈と黒竜江省留日學生經理員尤汝欽の「策動」によるものだった。23日各学校の代表が面会した時、莊、尤は代表に、留學生全体を代表する学生団体を作るようすすめた。その理由は監督処に対する学生の抗議や請願の圧力を軽減し、圧力の矛先を公使館に転じさせるためであったと、警視庁は推測した⁽¹⁹⁾。監督処は中華民国教育部に直属するのに対し、公使館は外交部直属の機関であった。満洲事変という非常事態であっても、トラブルと矛盾を別の部門に転嫁し、上司からの叱責を避けようとすることは、当時の中華民国官僚にとって問題の解決や救国より重要であろう。しかし、学生会が成立した後、監督処はその最も主要な交渉、論争対象となった。転嫁の策は、逆に監督処とのトラブルを招いたのである。

留学生と監督処との対立は主に帰国旅費を如何に支払うのかということに集中して現れた。監督処内部の初期の計画は、帰国運動が教育部に認可されるなら、東北籍留学生の旅費は監督処より出されるというものである。ただし、反日感情が高まり、また安全配慮への要求が高まるにつれ、留学生全員の帰国旅費を支払う要求も強まった。教育部の海外留学に関する規定によれば、卒業した官費留学生の帰国旅費は教育部あるいは派遣省の教育庁によって提供されることになっていた。が、帰国運動に参加した留学生はその大部分が卒業できず、退学して旅費を申請したため、これが規程の支給条件に準じるものであるかを判断することは困難であった。9月29日、学生会代表20人が公使館に行き、旅費について蔣作賓公使と交渉した。代表たちは中国の長江、淮河流域に大洪水が発生し、江南地域も壊滅的な被害を受け、留学経費の調達に極めて困難であると述べた。さらに事変の勃発で東北が日本に支配され、南北の留学生がともに経費断絶の状態に陥ったため、留学を続けるのはほぼ不可能になり、帰国はすでに止められないと主張した⁽²⁰⁾。会談の最中、代表の口調が激烈になり、蔣公使はさらなる衝突を危惧して旅費の支給を認めたが、現金が不足していたため、その代わりに乗船券を配布する形にした。その後、公使館と監督処は会談を続け、目下学生の感情が激しく、強引に帰国を阻止すれば、事態がさらに悪化していく恐れがあると判断し、合意して帰国運動を認める主旨の電報を南京に送った。また、両機関は帰国生全員に乗船券を配るのが経済的にやはり余裕がなかったため、乗船券を学生会の幹部に優先的に配布することを決め、運動のリーダーという「不良分子」が帰国したら、日本に残る留学生は自然に鎮静化すると考えていた⁽²¹⁾。

1931年10月1日、監督処は帰国旅費の支給方法を規定する「駐日留学生監督処通告」を公布した。通告は、各学生団体より選出される代表が規定に従って帰国乗船券を受領する資格があると定めた。その詳しい内容は以下の通りである。第一、東京から帰国する留学生は本人の留学生証書を持参して監督処で乗船券を受領する。第二、東京以外の地域から帰国する留学生は地元で乗船券を受領し、確認のために必ず留学生証書を監督処に郵送する。第三、すでに10月分の留学補助金を受領した者に乗船券を配布しない⁽²²⁾。

ところが、予想外の状況が発生した。同じ10月1日、前述の通告を発布した直後、監督処は通告を撤回して旅費の規定を無効にした。監督処がこのような決定をした理由は、教育部からの指示を受けたためである。9月29、30日に、教育部はついに事変と留学生の帰国に関して指示を送った。電報の内容は、現在の情勢に鑑み、留学生の全員帰国は決して必要ではなく、監督処は帰国を阻止し、学生に隠忍して勉強に専念することを勧告すべきであり、未払いの留学生経費についてはすでに各省教育庁に催促したという⁽²³⁾。教育部からの電報は30日までに届いていたが、監督処がなぜそれに背くような行動をしたのであろうか。それを説明する詳細な史料が不足であるため、原因を明らかにするのは難しい。だが、監督処の電報読取部門や職員の実効性が低かったため間に合わなかったか、または部門間の連絡を怠って指示の変更が伝え

られなかったという可能性が高い。いずれにしても中華民国の留日学生管理がどれほど混乱した状態にあったかが、うかがえる。

言うまでもなく、監督処の言を食んだ行為は学生からの強い反発を惹起した。10月1日、学生会第三回代表大会が開催された。大会で学生会の執行委員会、監察委員会メンバーが選出され、20余名の学生代表がこれで学生会の幹部になった。また、『中華留日学生会簡章』も大会で発表され、簡章には学生会の趣旨、会員の権利と義務、各委員会の権限などが記載されている⁽²⁴⁾。1931年以前にも、大規模な留学生の帰国運動が数回あったが、主に個人あるいは小さい学生団体によって行われ、統一された力にならなかった。学生会の成立とその後次第に拡大した規模と影響力で、数多くの学生を団結させ、より効率的に政府と交渉したり、学生自身の権利を守ったりすることができるようになった。こうして満洲事変後の帰国運動は新たな段階に入っていった。10月2、3日、学生会の代表が監督処に行き、学生を欺いたことについて二日間抗議し、乗船券の配布を要求し続けた。激しい抗議に対し、劉燧昌監督は妥協案を示すことを余儀なくされ、大量の学生に切符を渡すのが難しいので、三、四名程度の代表のみなら可能だと伝えた。蔣公使と相談した結果、監督処は東工大帰国生代表に乗船券4枚、学生会に2枚を配給することを決めた⁽²⁵⁾。学生会はこの決定を認めず、抗議を続けた。数日間の交渉を経て、学生代表は強硬姿勢を貫き、監督処は乗船券を50枚配布するのを承諾した⁽²⁶⁾。

10月5日、学生会は執行委員会を開き、会議の最も重要な成果として、帰国後、学生代表の国民政府、各省政府、各反日団体への請願方針を出した。その内容は以下の通りである。

1. 政府方面

- イ、対日経済絶交
- ロ、公使ノ帰国ト居留民引揚ヲ速時命令スルコト
- ハ、対日宣戦

2. 教育部方面

- イ、全体学生帰国旅費支給
- ロ、監督処ノ一万八千元ヲ先ズ旅費トシテ支出シ不足ノ分ハ教育部ヨリ送金スルコト

3. 団体方面

教育部ガ許可セザル時ハ国内〔中国、引用者注〕ノ反日団体ニ帰国ノ調達方法ヲ依頼シ且帰国後ノ食ト住ニ就イテノ相談及既ニ帰国シタル学生トノ連絡ヲモ依頼ス⁽²⁷⁾

学生会の成立以来、国民党東京支部は帰国運動について、学生会との交渉を一切拒否していた。このため、10月7日に学生会は直ちに代表20人（幹部4人、一般会員16名）を南京に派遣することを決定し、国民党中央との直接的交渉を狙っていた。8日午後、19人の代表（予定より1人減少したが、理由は不明）は監督処に乗船券を受け、東京発の長崎丸に乗って上海に赴いた。見送りに来た留學生が6、70人いた⁽²⁸⁾。国民党中央と協議するのは、以下の四項

である。

- (一) 中央に対し工作の分配を請求する
- (二) 教育部に対し帰国学生の学籍の保留を請求する
- (三) 教育部に対し帰国学生の官費及庚子賠款補助費（註、文化事業部補助学費）の保留を請求する
- (四) 教育部に対し転学問題を交渉する⁽²⁹⁾

10月8日と9日、学生会の代表が2日間続けて監督処に来て、残りの31人分の列車とフェリーのチケットについて話し合った。学生会は、二回目の帰国団の出発時間を調整し、目的地は上海と天津に分けると提案した。ところが、監督処の態度が再び変わった。劉監督は、監督処が乗船券を配布するために公的資金を使用したことが教育部に認められず、残りの部分の配布を拒否すると述べた。それ以来、学生会は監督処と数回交渉してきた。帰国を熱望する学生たちが揺らぐことはなく、結局、学生とのさらなる衝突を避けるために、17日に劉監督は残りの乗船券を渡すことを約束したが、同時に、将来同様の要求があれば、彼はそれを断固として拒否すると伝えた⁽³⁰⁾。学生会は帰国旅費を求めている一方で、二回目の帰国計画も決定した。一つのチームは「南方宣伝団」と呼ばれ、上海に行き、もう一つのチームは「北方宣伝団」と呼ばれ、天津に行く⁽³¹⁾。そのうち、「北方宣伝団」は華北地域の民衆や反日団体を動員することを目指した。監督処は繰り返して引き延ばし策をとっていたが、学生会の継続的な努力の下、学生会の田曼乙会長と実行委員会のメンバーである秦元邦が率いる2つの代表団はそれぞれ10月17日と28日に中国に戻った⁽³²⁾。主要メンバーが帰国した後、日本での学生会の活動は徐々に落ち着き、学生会の中心的な活動場所は日本から中国国内に移された。また、学生会の主な目標は、在日留学生に祖国へ戻るよう呼びかけることから、中央政府や各地方政府に対日宣戦を請求すること、及び帰国後の権利を獲得することに変更された。11月1日、中華留日学生会上海分会が正式に成立し、同時に「中華留日学生会移滬（上海移転）宣言」と「中華留日学生会上海分会成立宣言」が発表された。「移滬宣言」では、学生会は以下のように、日本の侵略行為及び日本政府の中国人学生に対する弾圧を非難している。

十月十六日中華留日青年会ニ於テ熱烈悲壮ナル東北死難〔死没、引用者注〕同胞追悼会ヲ開催シテヨリ本会同人ノ行動自由ハ完全ニ剥奪セラレ越ヘテ二十一日日本警察ハ本会ニ対シ執行委員会及代表大会ヲ召集スルコトヲ禁止シ又日報及宣言ヲ出版シ反日運動ヲ為ス能ハザラシメタリ本会同人ハ職責ノ重大ナルヲ思ヒ此レニ因リテ毫モ失望又ハ萎靡セズ〔中略〕本会ハ帝國主義者日本ガ我東北ヲ侵略シ我同胞ヲ屠殺セシハ資本主義日本没落ノ反映デアリ世界第二次大戦ノ予備演習ノ爆発デアリ計画的組織的ニ中国ヲ分割支配セントスル表シナルコトヲ認メタリ〔中略〕本会ハ目前ノ国難ニ処ス唯一ノ道ハ只全国ノ革命民衆ノ

力量ヲ集中シ一切ノ準備ヲ整ヘ戦ニ備エルコトナリト信ズ⁽³³⁾

また、学生会は「成立宣言」で、「我政府は依然として「無抵抗」「無抵抗」と虎に向つて皮を求め賊群に向ひ助を求めに等しき態度を採りつつあり吾人は直接日本帝国主義者の宰制（侵略、搾取）の下にあり此れ以上「鎮静」「安心向学」等の訓令に聴従するを得ず⁽³⁴⁾と国民政府、国民党を批判している⁽³⁵⁾。学生会は帰国旅費のために闘争して最初の成果を上げたうえ、さらに宣言を発表し、今後も全国抗戦の宣伝と帰国以降の権利を保護することに努力をしていく、との決心を表した。

学生会が上海に移されたのにもない、帰国運動の第一段階は終わった。日本側の統計によると、10月28日まで、約620人が帰国した⁽³⁶⁾。この段階で、帰国運動がこれほどの規模になったのは、学生会の宣伝や闘争と切り離せないと考えられる。数多くの優柔不断な小規模学生団体と個々の学生が学生会の宣伝を受け入れた後、帰国して日本と戦う決意を強めたのである。また、「帰国する必要はない」「落ち着け」という教育部からの指示に直面しても、学生会は公費で帰国する乗船券を50枚獲得し、秩序的、計画的に行動してさまざまなチャンネルを通じて声を出し、可能な限り国難中の留学生の個人的権利を勝ち取った。

二 帰国運動の第二段階

1931年11月以降、多くの留日学生が日本を離れると、同時に日本政府による在日中国人への監視と迫害はより深刻になった。それ故に留学生の帰国、反日活動は落ち着く傾向が現れた。しかし、1932年の初めに、第一次上海事変（以下、上海事変）が発生し、上海とその周辺地域で軍事的紛争が引き起こされた。

上海事変の時、中国において経済が最も発達し、戦争から遠いように思われた上海、江蘇、浙江等の地域が軍事紛争の中心となり、侵略に巻き込まれて日本の領土となる可能性が高くなった。これにより、数多くの江南地域出身の留学生や日本に駐在する政府関係者がパニックに陥った。4か月前の満洲事変後の時、これらの学生と官僚は日中関係の改善についてまだ微少な幻想を抱いていたとすれば、上海事変はこの幻想を完全に打ち破ったと言える。事変の影響が軍事と外交に限定されず、監督処とほとんどの留学生は、江南が戦争に巻き込まれると、留学資金が上海の金融機関を通じて日本に送金できなくなり、留學生活と留學生管理を通常通り運営することも不可能になると認識した⁽³⁷⁾。その結果、大規模な帰国運動が再び現れたのである。

これまでの研究は、両事変以降の帰国運動の継続性に注目しておらず、上海事変後の留学生の動向にもあまり注意を払っていなかった。筆者は二つの帰国運動は密接に関連しており、二つの独立した事件ではないと考えている。半年以内に二回の事変を経験した後、南方出身の留学生は日中和解についての幻想をあきらめ、修学を放棄して中国に戻る決心をした。監督処と

国民政府も上海事変の刺激を受けてその態度が大きく変化した。

したがって、本論文では、上海事変後の帰国運動を満洲事変後の帰国運動の継続であり、運動全体の第二段階と見なしている。1931年9月、10月と比較すると、第二段階には二つの特徴がある。まずは運動の主導者が学生組織から監督処に変わり、対策の制定と資金の支払いも非常に迅速になったことである。第二はほとんどの帰国を申請した留学生は監督処から帰国旅費を受領したことである。

1932年2月初頭、劉監督の妻は中国から複数の電報を送り、できるだけ早く中国に戻るよう促した。江南地域出身の監督処職員も家族から同じような電報を受け取った。これによって監督処には強い不安の雰囲気漂っていた⁽³⁸⁾。また、広東省と遼寧省を除いて、ほかの各省は直ちに留学経理員を撤収し、それ以降留学経理員制度を廃止し、各省留学生を監督処の統一管理に任せようとする意思を示した⁽³⁹⁾。満洲事変の際、監督処は日本官憲が在日中国人の安全を確保するのを信頼するよう学生に忠告したが、平和と思われた上海でさえ戦争の脅威に直面した後では、「冷静」になるのも難しかった。劉監督は、事変後の行動方針や、監督処の存続の是非などについて、教育部と話し合った。教育部は監督処の全面廃止を提案したが、監督処が1932年まで設立から30年近くの歴史があることを考え、完全に廃止されてしまうのは残念だと回答した⁽⁴⁰⁾。そのため、監督処を一時的に閉鎖し、公使館に移転することを、教育部は決定した。監督処の職員のうち、帰国を希望する者は教育部に登録してから帰国することもできた。なお、留学生について教育部は、監督処が予備金から日本円で19000円を学生の帰国費として引き出し、学生の旅費を支払った後、残りの部分を監督処職員の帰国費とすることを、決定した⁽⁴¹⁾。1932年2月1日、監督処は帰国留学生の登録開始を通知し、2月3日から帰国旅費の支払いを開始した。

満洲事変後とは異なり、教育部と監督処はもはや学生に安心して勉強するよう説得する試みをせず、速やかに対策を出して行動し、事件後一週間以内に資金を調達し、具体的な支給する方法を導入した。帰国登録に来る留学生の身元を確認する際に、複雑な証明書類も必要なしとされ、官費、自費生にかかわらず、留学生であったことを証明できる書類を持っている学生が全員登録でき、さらに確認なしで旅費を支払う場合もあった⁽⁴²⁾。これは、満洲事変後、監督処の反応が度々揺れ動いたのとは対照的である。満洲事変後、東北が占領されたが、国民政府は東北籍を含む全体留日学生の公費帰国を拒否した。その結果、多くの留学生は資金が途絶え、無力な状況に陥っていた。だが、上海が日本軍に襲われた後、監督処はわずか数日ですべての学生と一緒に避難することを決定した。これで、監督処、国民政府にとって、自身の安否は国の一部が侵略されたことより重要であると考えられる。満洲事変から上海事変まで、監督処と各省の留学資金の送金はほぼ中断され、この期間中に監督処が多額の新規資金を受け取ったことを示す情報もない。このため、上記の19000円の準備金は満洲事変の時点で存在していた

可能性が非常に高い。学生代表と交渉する時、監督処が繰り返し強調した準備金不足というのは、言い訳にすぎなかったと考えられる。日本側も、上海事変後の公費帰国は、監督処が公費で日本を離れる手段であり、監督処は留学生の名義を利用して自らの利益を求めたと、分析している⁽⁴³⁾。

今回の公費帰国の申請は2月15日まで続いた。旅費を受け取った後、合計646人が帰国した⁽⁴⁴⁾。満洲事変から1932年2月末まで、2000人以上の学生が中国に帰国し、全体の約70%を占め、日本に残留した留学生は600余人しかいなかった⁽⁴⁵⁾。五か月以上続いた帰国運動はこうして終焉を迎えた。

運動の主導者は前後で変わった。運動の第一段階を主導した学生会の主要メンバーの中には、国民党の党員が少なくなかったが、党員という身分より中国人であることを優先し、国民政府の指示に従わずに闘争を続けており、したがって抗日を宣伝することや、学生自身の権利を守ることができた。また、中国共産党の地下党員も学生会に参加し、重要な役割を果たした。これはある程度、党派を超えた学生会の性質を反映している⁽⁴⁶⁾。一方、運動の第一段階では、効率の低さと優柔不断な態度を示した監督処は、第二段階では精力的かつ毅然とした態度を採った。しかし、筆者は監督処の態度はやむをえないものと考えている。満洲事変のような重大な国際事件に直面して、監督処は重要な決定を下すのに十分な権限を持っておらず、教育部からの命令を受けるしかなかった。また、学生の請願に対する回答を度々遷延、拒否したが、監督処は日本留学の経費と生活の実態を知っており、帰国運動の正しさを否定することはなく、苦境に陥った留学生にも理解と共感を示している⁽⁴⁷⁾。これに対し、教育部と国民党東京支部の態度は、終始明確であり、どちらも帰国に反対し、海外の学生には経済的な支援を提供していなかった。上海事変以降、留学生全体の帰国旅費を支給することが決定されたが、新たな資金は割り当てられなかった。国民政府は、留日学生が帰国することによって日中間の衝突がさらに発生することを回避しようとした。こうした態度が「安内攘外」（まず国内の敵を一掃し、のちに外国の侵略を防ぐ）路線を反映している。

三 帰国留学生の配属

2000人以上の留日学生が短期間で帰国しており、学生たちをどのように適切に配属するかが、国民政府にとって重要な課題となった。最初の学生会代表団は、中国に戻ると、直ちに中央政府や各地方政府に対する請願と交渉を始めた。1932年10月14日、帰国した学生会代表たちは上海で記者会見を開き、翌日南京へ請願しに行くことを発表し、マスコミを通じて留日学生の現状と学生会活動の進捗状況を社会全体に報告した。帰国後学生会の行動を紹介するにあたり、学生代表は、日本についての研究所を設立し、雑誌を創設して研究結果を定期的に発表することで、中国国民を喚起し、対日外交政策（反日的な政策であると、筆者が推測）を確

立させる、との計画を提出した⁽⁴⁸⁾。その後、続々と帰国した学生代表は南京と数回の交渉を重ねた。

教育部は、終始帰国運動を認めず、両国の衝突は学生とは関係がないと考えていた。しかしながら、留学生の大規模な帰国の勢いが強まっていき、1931年9月と10月だけで帰国者の人数は留学生総数の五分の一を超えた。帰国運動を止めることは不可能だと認識した教育部は、留学生の配属を始めた。1930年代において、留学生が中国と日本を行き来する唯一の方法は船であり、上海は帰国留学生の主な上陸地となった。したがって、教育部は上海市教育局に帰国留学生の登録を委託していた。登録の状況は上海市教育局発行の『教育週報』に以下のとおりに記録されている。

教育部は、長期辍学〔中途退学、引用者注〕を恐れ、電報で阻止するとともに、朱参事と林督学を同局に派遣し、すでに上海に到着した留日学生を登録し、登録後、教育部によって国内各大学に送り修学させる。いますでに職員を派遣してこの件を処理している。登録期間は教育部の命令に従って28日に終了し、合計177人が登録された。しかし、若干の不良分子が本局に不当な要求をしており、状況の処理は、すでに別の文書で報告した⁽⁴⁹⁾。

上記の帰国情況と対照すると、以下の情報が確認できる。一、教育部が帰国運動に反対しながら登録を行ったことは、受動的な対応であると考えられる。二、教育部が定めた登録期限は1931年10月28日であったが、学生の帰国はまだ終わっていなかった。帰国中または帰国の準備をしていた者が多くいたため、この期限の設定は厳しかったと考えられる。教育部はこの期限に対して非常に強い態度を示しながら、留学生に帰国しないよう説得することを監督処に命令し、さらに「登録期限は28日で終了し、その後の登録申請やその他の不当な要求は無視せよ」⁽⁵⁰⁾と強調した。三、10月末には600人以上の中国人留学生在日本を離れたが、上海で登録したのは177人のみである。これら2つの数値の間に大きなギャップがある理由は、一部の留学生は情報伝達が悪かったために登録を知らなかったこと以外に、より重要なのは、当時日本に留学していた学生の中で、官公費生とごく一部の自費生しか中華民國の留學生証を持っておらず、他のほとんどの学生の情報は教育部や監督処には掌握されていなかったことがある⁽⁵¹⁾。それ故に、留學生証のない留学生在帰国した後、登録機関は彼らの身元を確認することができず、登録ができなかったのであると、筆者が考えている。

多くの上海に到着したばかりの帰還者は、同伴者がなく、資金も不足していたため、教育部と上海市教育局に救済補助金を申請した。教育部から上海市教育局に派遣された代表者は、補助金について直接回答しなかったが、上海市教育局長は、経済的に困窮していた学生に補助金を支給することを約束した。補助金は教育局が前払いし、一人一日最高一元とされ、学校に配属されてから五日後に支給停止となる⁽⁵²⁾。10月27日まで、補助金は900元支給された⁽⁵³⁾。

帰国運動の最初の段階では、教育部は適切な配属方法をまだ策定しておらず、登録された帰

国留学生を国内の公立・私立専門学校以上の学校に「傍聴生」（非正規学生。日本の聴講生に相当）として送るという一時的な救済方法を導入した⁽⁵⁴⁾。なお、教育部は政府が傍聴生に必要な費用を補助せず、学生自身が負担すると規定している⁽⁵⁵⁾。傍聴生として転校するルートは単一ではない。たとえば、李際潤という名の学生は教育部に申請して浙江大学の傍聴生になる許可を獲得し、ほかの二人の帰国生は、浙江省教育庁の推薦によって浙江大学数学生物学部へ入学した。この三人の帰国留学生はともに日本の広島高等師範学校で学んだが、帰国後、さまざまな経路で浙江大学の傍聴生になった⁽⁵⁶⁾。満洲事変の発生から1931年11月末まで、帰国留学生の数が増え続けると、傍聴生、または「借読生」（学籍は元の学校にあり、単位交換ができる）として転校する配置方法には、問題が現れた。それは転校した借読生と傍聴生の身分が明確化されていなかったことである。教育部は借読・傍聴期間中に履修した科目の単位を認められるか、国内の正規学生に編入できるかなどについては、特に規定していなかった。この問題を解決するため、1931年12月1日に教育部は「教育部訓令第二〇二三号」を発令し、次のように指示した。

- (一) 借読生は、各学校のすべての学校規則に従って各種の試験を受けるべきである。各学校の試験に合格した後、生徒の元の学校〔日本と中国東北の学校、引用者注〕が復学される場合、修得した単位は、それぞれ元の学校に戻る際に転送される。
- (二) 傍聴生は、各学期で最大15単位を選択でき、毎月の試験と学期試験に参加することが可能である。試験に合格すれば単位が認められる。ただし、正規学生になることには、各学校の転校試験に合格する必要がある⁽⁵⁷⁾。

その後、教育部は調査を行い、帰国した学生のほとんどが日本に戻るつもりはないと判断し、国内の学校への正式な転校の申請と正式転校後の待遇について傍聴生に補足説明をした。

- 一、留日学生が日本で在学した学校は、配布される日本主要専門学校一覧表に基づいてその資格を承認する。
- 二、各普通高等学校を卒業した留日学生は、大学学部一年に応募できる。
- 三、高等専門学校及び大学に留学した学生は、元の学年に応募でき、転校試験に合格した後、正規学生に転換できる〔中略〕。
- 四、留日学生が転校試験に合格した後、日本の学校で修得した各学期の成績は、規定される標準に基づいて計算すべきである。本部〔教育部、引用者注〕を経て転校し、傍聴生として試験に合格して修得した単位はすべて承認すべきである⁽⁵⁸⁾。

これで、借読生、傍聴生になった帰国留学生の身分問題が解決され、中国国内で勉強するために費やした時間、経費、修得した単位が無駄になることはなく、国際情勢が改善した後、日本留学を続ける場合でも、正式に中国国内の修学に移行する場合でも、明確な根拠と実施方法ができた。また、各省は官公費生が転校後も毎月の補助金を受け取ることができると規定した。

例えば浙江省は「留日公費生、補助生が国内各学校への編入を希望する場合、学費は学期ごとに5か月を基準として計算され、毎月公費生四十元、補助生二十元である」⁽⁵⁹⁾と規定している。そのため、官公費生は転校後も公的助成を受け続けることができ、資金調達という最大の問題が解決されたのである。さらに、東北籍の留日学生のため、教育部は授業料の免除や東北青年教育救済処の設立などの特別措置を実施した⁽⁶⁰⁾。

帰国留学生のもう一つの重要な要件は、欧米へ転校することである。国内転校とは異なり、学生数が少なかったため、教育部が欧米への転校を一律に規制せず、各省によって個別の方針を発表した。1931年11月に浙江省は留日学生を欧米に転校させるための暫定措置を最初に公布した。欧米への転校を申請する場合、留日学生は、個人情報、日本滞在の諸事情、公費の受領状況を教育庁に報告しなければならないと規定されている。それ以外に、欧米へ転校した後の公費補助金について、「留日学生が欧米に転校した後も、転校国への旅費は支払わないことを除いて、学生が日本に滞在するときに受け取るべき金額に応じて授業料が支払われる」⁽⁶¹⁾との規定は非常に注目すべきである。1932年以降、広西省、安徽省、江西省、湖北省、及びその他の省も、欧米転校に関して同じような規程を出した⁽⁶²⁾。欧米に転校した後も、日本留学の標準で限られた経費しか受け取れないことは、ほとんどの欧米に転校する予定の留日学生にとって、間違いなく大きな障害である。これは、留日補助金と留欧米補助金との間に大きなギャップがあるためである。江蘇省を例にとると、官公費留学生への補助金額は表一のようなになる。

表一 江蘇省選派（選抜派遣）各国留学生給費金額

国別	毎月給費金額
英国	20 ポンド
独逸	400 マルク
仏国	1600 フラン
米国	100 ドル
日本	50 日本円

出典：「江蘇省教育庁選派出洋員生大綱」より作成。劉真 主編『留学教育：中国留学教育史料』第4冊，国立編訳館1980年版，1784，1790頁。中華民国の時代，各省の公費補助金はほぼ同じであったため，本論文では江蘇省のみを例として取り上げるが，国の全体的な状況を反映していると考えている。

表中の通貨を1931年の日本円と他の通貨との為替レートに応じて換算すると，次のようになっている。

表二 江蘇省選派各国留学生給費金額（日本円に換算）⁽⁶³⁾

国別	毎月給費金額
英国	20 ポンド≈ 185.6 円
独逸	400 マルク≈ 196 円
仏国	1600 フラン≈ 129.6 円
米国	100 ドル≈ 204.6 円
日本	50 円

表一と表二からわかるように、仏国に滞在する月額費用は日本の約 2.5 倍であるが、英国、独逸、米国に滞在する費用は日本の約 4 倍である。ただし、給費の格差を、民国が留日学生より留欧・米学生のほうが重視している表現とみなすべきではない。近代の日本が欧米諸国に比べて物価が安かったので、留学費用は欧米諸国の 3 分の 1 か 4 分の 1 に過ぎない。日本が近代において最も多くの中国人留学生を集めたことができた最も重要な理由は、その安いコストと近い距離である。第一次世界大戦後、日本国内の物価は急騰したが、月額 40 円から 50 円の補助金で基本的な生活を保証することができた。各省は、学生が欧米に転校した後も、日本に滞在した際に基準に従って資金を受け取ると規定している。これで、これらの転校生がヨーロッパと米国に留学しても「贅沢な」生活を維持する資金がないのみならず、最も基本的な授業料の支払いも問題になりかねないであろう。さらに悪いことに、1932 年以降、日本の金本位制が崩壊し、円は急激に下落した。日本円の米ドルへの為替レートは、1931 年以前の約 2 : 1 から 4 : 1 未満に急落し⁽⁶⁴⁾、欧米への転校生の経済的問題はますます深刻になっていた。裕福な家庭の学生を除いて、帰国留日学生の大多数は、欧米への転校試験に合格しても高額な費用を払えないため、諦めるしかなかったと考えられる。したがって、欧米へ転校できた学生は非常にまれである。

一般留学生のほか、数多くの軍人留学生も退学して帰国に参加した。一般留学生と異なり、軍人留学生は全員公費生であり、軍政部あるいは地方の軍政機関に管理されていた。帰国した軍人留学生の中で、日本陸軍官学校の第 23 期と第 24 期の学生が最も多かった。彼らは訓練総監部の命令で、中央陸軍軍官学校の第 8 及び第 9 期に移されて修学し、1931 年 11 月に入学する予定であった。ただし、一部の学生は帰国してから直ちに故郷に帰省し、入学期限に間に合わないことを恐れ、訓練総監部に入学期限を延長する申請を提出した。

査するに、貴部が規定した報到〔登録、引用者注〕期間は今月の 16 日に終了する。南京に残る学生についていえば、おのずから不便ではない。しかし帰省のため北平〔北京、引用者注〕や四川のように南京を遠く離れた者についていえば、則ちただちには報到できないため、学業を失うことになる。我々学生はもともと〔軍隊という〕団体の一員であり、若し一部の者はなお学業を遂げる機会を与えられ、残りの者は放置されれば、殊に団体協

力の精神を失うことになる⁽⁶⁵⁾。

訓練総監部は本報告書の内容について理解を表明し、入学日を11月16日から11月30日まで延長した。前述の一般留学生に対する教育部の態度と比較すると、民国陸軍の留学生への態度は「柔軟」であるように思われる。このような態度の格差は、各部門の管理方針や財務状況のほか、1920年代以降の中国国内における留日学生の地位の変化を反映している。清末時期、日本への留学はその低コストと多数の人材を速成的に訓練できるという利点のために清朝政府に重視された。中華民国期に入ると、近代的な教育制度が徐々に確立され、政府はエリート人材の育成に注意を払うようになった。そのため、欧米より教育水準の低かった日本留学の重要性が徐々に低下し⁽⁶⁶⁾、教育部は大量に帰国した留日学生を重要な人材ではなく、むしろ政治⁽⁶⁷⁾、経済的負担と見なしていたのではないかと考えられる。それとは反対に、当時中華民国の軍事建設と作戦において、軍人留学生は依然として非常に重要な役割を果たしており、特に日本との戦いでは、近代日本の軍事を理解している多くの留日将校が必要である。このような地位の変化は、帰国留日学生への扱いに大きな違いをもたらしていたのである。

おわりに

満洲事変後の留日学生帰国運動は反日愛国運動として扱われてきたが、実際は留学生組織の発展や学生と政府との闘争等の要素を含み複雑である。

運動のリーダーであった学生会は強い影響力を持っており、学生会の組織の下、日本に分散している学生団体や学校は基本的に統一された行動方針を維持していた。これは、以前に発生した、分散的な個人主導の帰国運動と比較すると、大幅な進歩である。学生会は、反日宣伝を推進する一方で、帰国前後の留学生の権利をめぐる監督処や国民政府と交渉を行い、国民政府に帰国留学生への配属政策を実行するよう促し、留学生の個人的な損失を減らすことに成功した。中国国内の新聞が学生会反日や請願について報道したが、学生会が日本でいかに成立、行動したのかについてはほとんど触れていない。そのため、本論文は外務省の記録を主な史料として論述している。また、中国本土で保存されている監督処と教育部の電報や書簡などの往復文書は少なく、国民政府の指示を徹底的に分析するのは困難である。関連する史料が台湾の国史館に所蔵される可能性が高いが、ますます緊張が高まる中国本土と台湾との関係、並びに2019年年末からの新型コロナウイルス感染症の大流行の影響により調査ができず、極めて残念である。

監督処とそれが代表する国民政府は、帰国運動に対して積極的な姿勢を示したことはなく、政策を受動的に出し、留学生への承諾を破ることもあった。なお、満洲事変直後の監督処の対応は混乱し、非効率的であり、中華民国の留学生管理体制の欠陥を反映している。しかし、当時の中国国内の政治環境や財政状況を考えると、帰国留学生や東北籍学生を全力に支援する余

裕はなかった⁽⁶⁸⁾。多数の留学生が帰国した後、国民政府が国内外への転校に協力したため、一方的に批判するのも不適切であると、筆者は考えている。

最後に帰国の要因について述べていきたい。1934年以降、数千人の中国人留学生が日本に戻り、その要因は銀価急騰による民国通貨の切り上げであると指摘されている⁽⁶⁹⁾。したがって、日中両国の間に深刻な対立があり、反日感情が中国に広まっていたとしても、経済的及び社会的要因が留学に重要な影響を及ぼしていたことがわかる。実際に、満洲事変以前、留日学生の経済状況や生活状態は楽観視できず、むしろ苦境に陥っていた。帰国留学生は事変をただのきっかけとし、苦しい日本留学を放棄した可能性がある。このため、政治と外交のほか、経済的・社会的要素にも留意すべきだと考えられる。今後の研究では、満洲事変、帰国運動、留学生社会等の間に存在するつながりを見つけ、事変に反映された留学生をめぐる社会問題を分析していきたい。

注

- (1) 中国側において、留学生の抗議活動を中心とする研究は、王奇生「留学与救国——30年代留学生的抗日救亡活動」(『民国檔案』1989年第3期)、「九一八事変後中国留日学生的抗日救亡活動」(『抗日戦争研究』1996年第3期)、廖利明 仇玉勇「九一八事変後の留日帰国学生」(『“九一八”研究』2019年8月)がある。また、徐志民「九一八事変後日本政府対中華民国留日学生政策述論」(『抗日戦争研究』2011年第3期)では、満洲事変前後日本政府の中国人留学生への監視や弾圧などが詳しく述べられている。日本学者が事変以降現れた満洲国人留学生に注目しているが、帰国運動については、石田智美「満洲事変期における中国人学生の動静—中華留日学生会の史的役割—」(東京大学修士学位論文2009年)があり、中華留日学生会が反日宣伝に果たした歴史的役割を分析している。ただし、帰国学生と国民政府との権利をめぐる闘争は論じられていない。
- (2) 警視總監 高橋守雄「日支間ノ時局ニヨル在留民国人学生ノ動静ニ関スル件」, 1931年9月22日, 『満洲事変による留日中華民国学生の動静関係雑件』第一巻(以下、史料集①とする), 外務省外交史料館 H-7-1-0-13-001, 11頁。
- (3) 沈殿成『中国人留学日本百年史』, 遼寧教育出版社1997年, 437頁。
- (4) 警視總監 高橋守雄「満洲事変ニヨル在留中国人ノ動静ニ関スル件(二)」, 1931年9月23日, 『満洲事変による留日中華民国学生の動静関係雑件』第一巻, 21頁。
- (5) 「日支間ノ時局ニヨル在留民国人学生ノ動静ニ関スル件」, 前掲史料集①, 12頁。
- (6) 「満洲事変ニヨル留日中華学生ノ動静(外務省, 調査)」, 前掲史料集①, 207-208頁。
- (7) 同上, 213頁。
- (8) 同上, 209頁。
- (9) 警視總監 高橋守雄「満洲事変ニヨル在留中国人ノ動静ニ関スル件(三)」, 1931年9月25日, 前掲史料集①, 41頁。
- (10) 前掲「満洲事変ニヨル留日中華学生ノ動静(外務省, 調査)」, 208-209頁。
- (11) そのうち、第23期の退学者は64人(総数84人)、第24期は81人(総数90人)であった。また、退学しなかった29人のうち、10人が不登校であり、実際の在学者は19人しかいなかった。「陸軍士官学校中華学生隊ノ動静」, 前掲史料集①, 161, 167頁。
- (12) 清末期以来、日本において名前が類似する組織はいくつか存在した。例えば「中華留日学生総会」, 「中華民国留日学生会」, 「中華留日同学会」など。しかし、これらの組織の名前に、「中華」や「中華民国」

が含まれているが、留学生全体を代表するとは言い難い。満洲事変後成立した「中華留日学生会」はそれ以前のものに継承するわけではなく、新しい組織である。先行研究では、しばしば「中華留日同学会」や「中華留日学生総会」などと誤記される。

- (13) 前掲「満洲事変ニヨル留日中華学生ノ動静（外務省，調査）」，233，280，311頁。
- (14) 同上，218頁。
- (15) 同上，218頁。
- (16) 「満洲事変ニヨル留日中華学生ノ動静（府県，地方）」，前掲史料集①。
- (17) 警視總監高橋守雄「満洲事変ニヨル在留国民人留学生ノ動静（七）」，1931年10月2日，前掲史料集①，548-554頁。
- (18) 前掲「満洲事変ニヨル留日中華学生ノ動静（外務省，調査）」，221頁。
- (19) 警視總監高橋守雄「満洲事変ニヨル在留中国人ノ動静（六）」，1931年10月1日，前掲史料集①，511頁。
- (20) 前掲「満洲事変ニヨル留日中華学生ノ動静（外務省，調査）」，226頁。
- (21) 同上，227，228頁。
- (22) 同上，249，250頁。
- (23) 同上，251，252頁。
- (24) 同上，238-246頁。
- (25) 同上，255-261頁。
- (26) 同上，287頁
- (27) 同上，267-270頁。
- (28) 同上，287頁
- (29) 警視總監 高橋守雄「満洲事変ニヨル在留国民人留学生ノ動静（十一）」，1931年10月8日，前掲史料集①，721頁。
- (30) 前掲「満洲事変ニヨル留日中華学生ノ動静（外務省，調査）」，290-292，328頁。
- (31) 警視總監 高橋守雄「満洲事変ニヨル在留国民人留学生ノ動静（十三）」，1931年10月12日，『満洲事変による留日中華民国学生の動静関係雑件』第二巻，外務省外交史料館 H-7-1-0-13-002（以下，史料集②とする），801頁。
- (32) 前掲「満洲事変ニヨル留日中華学生ノ動静（外務省，調査）」，296，329頁。
- (33) 「中華留日学生会移滬宣言」，前掲史料集②，1195-1202頁。
- (34) 「中華留日学生会上海分会成立宣言」，前掲史料集②，1184頁。
- (35) 先に述べたように，国民党東京支部は常に学生会のメンバーとの交渉を拒否しており，さらに，10月11日に同部は学生会の不適切な行動を非難する「中国国民党駐東京直属支部通告」を発表した。具体的には，「一，組織簡章は中央規定の人民団体組織原則に合致せぬ処が多く，将来何等かの間違が生じ^{不安}いものである。二，宣伝方面では十月三日の学生会日報で国民政府反対の宣伝をして居る。三，委員たる学生は名を変へるのみでなく姓をも変へている。漆憲章を齊平に又田藻瑕を田曼乙等と変えて居る事は最も著しい例である〔中略〕学生会の対外的信用を減ぜしむる事柄である。」警視總監 高橋守雄「中国国民党駐東京直属支部対中華留日学生会ノ確執及被退学陸軍士官学校留学生ノ印刷物配布ニ関スル件」，1931年10月27日，前掲史料集②，1032-1035頁。
- (36) 警視總監 高橋守雄「満洲事変ニヨル在留国民人留学生ノ動静（十八）」，1931年10月28日，前掲史料集②，1050頁。
- (37) 警視總監 大野緑一郎「時局ニ対スル駐日留学生監督処ノ動静ニ関スル件（其ノ二）」，1932年2月4日，前掲史料集②，1488-1489頁。
- (38) 警視總監 大野緑一郎「時局ニ対スル駐日留学生監督処ノ動静ニ関スル件（其ノ三）」，1932年2月5日，前掲史料集②，1498頁。
- (39) 警視總監 大野緑一郎「時局ニ対スル駐日留学生監督処ノ動静ニ関スル件」，1932年2月3日，前掲史料集②，1476頁。

- (40) 同上, 1477 頁。
- (41) 前掲「時局ニ対スル駐日留學生監督処ノ動靜ニ関スル件 (其ノ三)」, 1499 頁。
- (42) 警視總監 大野緑一郎「時局ニ対スル駐日留學生監督処ノ動靜ニ関スル件 (其ノ四)」, 1932 年 2 月 6 日, 前掲史料集②, 1492 頁。
- (43) 前掲「時局ニ対スル駐日留學生監督処ノ動靜ニ関スル件 (其ノ三)」, 1499 頁。
- (44) 警視總監 大野緑一郎「時局ニ対スル駐日留學生監督処ノ動靜ニ関スル件 (其ノ十二)」, 1932 年 2 月 26 日, 前掲史料集②, 1551-1552 頁。
- (45) 内閣官房総務課『留日支那学生状況 付在支那人補給生状況』, 1932 年 11 月, 23 頁
- (46) 石田智美「滿洲事変期における中国人学生の動靜—中華留日学生会の史的役割—」, 東京大学修士学位论文 2009 年, 77 頁。
- (47) 例を挙げると、欧米への転校を希望する雲南省の留日学生に対して、監督処は「若一旦飭令歸去、聽其中輟、則不惟有失國家作育人才之本意、而該生等在日之學業、亦將功虧一簣、損失至大。〔中略〕仰祈俯念該生等遭逢國難、事出非常、准予轉飭雲南教育廳、准該省等以原有公費、轉學歐美、以竟其成、實為公便！」と、教育部に学生への同情及び協力の願いを伝えた。「駐日留學生監督処呈教育部函」, 1931 年 12 月 3 日, 中国第二歴史檔案館所蔵教育部文書, 5-15366 (1)。
- (48) 「留日学生代表団決定今日進京請願」, 『新聞報』1931 年 10 月 15 日。
- (49) 原文は「教育部恐其長時輟學、曾去電制止、一面並派朱參事林督學匯同本局、將已經到滬之留日學生先行登記、登記後再由部派送于國內各大學肄業。現已派員辦理此事、登記期限已遵部令於二十八日截止、共登記一百七十七人；惟中有若干不良分子、竟向本局無理要求、其處理情形、經已另文呈報矣。」日本語訳は引用者による。上海市教育局「辦理回国留日學生登記」より引用, 『教育週報』第 129 期, 1931 年 11 月。
- (50) 「上海市政府訓令第一〇二五七号」, 『上海市政府公報』第 108 期, 1931 年 11 月。
- (51) 近代の日本では、厳格な出入国管理方針がなく、留學生は入国時にパスポートや留學生証を確認する必要もなかったため、ほとんどの自費生は教育部や教育庁に留學生証を申請しなかった。その結果、中華民国は常に自費生の具体的な状況を把握することが困難であった。周一川「南京国民政府時期の日本留学について—1928 年～1937 年—」, 大里浩秋, 孫安石『中国人日本留学史研究の現段階』, 御茶の水書房 2002 年, 212-213 頁。
- (52) 「留日帰国学生 向教育部請願之答復」, 『新聞報』1931 年 10 月 30 日。
- (53) ただし、実際に支給された人数は明記していない。「市教育局代墊發留日回国学生津貼費」, 『新聞報』1931 年 11 月 2 日。
- (54) 「教育部二十年十月份工作報告」, 1931 年 10 月。
- (55) 「留日帰国学生 向教育部請願之答復」, 『新聞報』1931 年 10 月 30 日。
- (56) 「本校允許留日帰国学生旁听」, 『国立浙江大学校刊』第七十三期, 1931 年 11 月。
- (57) 原文は「(一) 借讀生、應遵照各該校一切校章參加各種考試、所習學分、經各校實驗及格後、俟各該生原校恢復、各回原校時、學分照準轉移。(二) 旁聽生、每學期至多選讀十五學分、得准其參加月考及學期試驗、試驗及格、得承認其學分；但必須經過各該校轉學試驗及格後、方准改為正式生。」日本語訳は引用者による。「教育部訓令第二〇二三号」より引用, 『教育公報』第 3 卷第 48 期, 1931 年 12 月。
- (58) 原文は「一、留日學生在日所入學校、應依附發之日本主要專科學校一覽表為承認其資格之標準。二、留日各普通高等學校畢業生、准其投考大學本科一年級。三、留日各種高等專門學校及大學學生、准依其在本原校年級報考、經過轉學試驗及格後、得為正式生。〔中略〕四、留日學生經過轉學試驗及格後、其在本原校已修畢之各學期成績、該校應依規定之標準學分計算；至其已經本部轉送該校旁聽參加試驗及格之學分得完全承認之。」日本語訳は引用者による。「校間教育部規定留日回国学生投考及転学辦法之訓令」より引用, 『厦大周刊』第 11 卷第 26, 27 期, 1932 年 12 月。
- (59) 「浙江省留日公費生津貼費生転学国内各校暫行辦法」, 『浙江教育行政周刊』第 3 卷第 11 号, 1931 年 11 月。

- (60) 魏善玲「“九・一八”事変后国民政府对東北籍海外留学生的救济—以第二歴史檔案館所藏留学档案為中心」,『社会科学輯刊』2016年第2期。
- (61) 「浙江省留日公費生転学欧美各国暫行辦法」,『浙江教育行政周刊』第3卷第11号,1931年11月。
- (62) 「广西省費留日学生転学欧美各国暫行辦法」,『广西教育行政月刊』1932年2月。「湖北省留日公費生転学国内各校暫行辦法」,『湖北教育行政公報』1932年3月。「江西留日官費補助費生転学国内外学校暫行辦法」,『江西教育行政旬刊』1932年3月。「安徽省留日省費生及奨学金生在国難期間転学欧美各国暫行辦法」,『安徽教育行政周刊』1932年6月。「江西留日官費補助費生転学欧美考試辦法」,『江西教育行政旬刊』1932年9月。
- (63) 1931年の日本円と他国の通貨との為替レートに基づいて計算する。東洋經濟新聞社編『昭和国勢総覧』第2巻,東洋經濟新聞社1991年2月版,10-21頁。中華民国の時代,公費留学生への補助金は,民国の通貨(銀元)に基づいて換算されるのではなく,留学した国の通貨の固定額であり,銀価の上昇または下落によって支払われる金額は増額したり,減額したりことがなかった。このため,本表は各国の通貨を中華民国の通貨ではなく日本円に変換したものである。
- (64) 畑瀬真理子「戦間期日本の為替レート変動と輸出—1930年代前半の為替レート急落の影響を中心に—」,『金融研究』第21巻第2号,2002年6月,100頁。
- (65) 原文は「査鈞部規定報到期間至本月十六日截止。此在留京同學言之,自無不便。至因回家省親而遠離京都,如北平四川之遙者言之,則倉促間因不能報到,而遂告失學矣。生等本屬團體之分子;若使一部份猶有完成學業之機會,另一部份則置之不顧,殊失團體合作之精神。」日本語訳は引用者による。「回国留日士官学生入軍校肄業」,『河南教育行政周刊』第2巻第9,10期,1931年10月。
- (66) 「現時支那学生にして海外に留学せんとする者は,すべて欧米に心酔せる結果主として米国若しくは独逸に志し,その優秀なるものは相競って之に赴き,其の選に入らざる比較的劣等なるもののみ余儀なく日本に留学するの傾向あり」,「京浜在留支那学生の現況」より引用,『外事警察報』第35号,1925年。
- (67) 例えば,注35に挙げた国民党東京支部の通告は,一部の学生会メンバーを「滑策を弄して表面本支部と連絡を保って居る如くに装ひ実際には大いに反中国国民党,反国民政府の行動を執り以て国内の糾紛を助長し国内の統一を破壊し,直接間接に外交の失敗,民族の滅亡を招いて居る」と厳しく批判した。こうした言論は国民党中央の態度を反映すると考えられる。日本語訳は警視庁による。前掲「中国国民党駐東京直属支部对中華留日学生会ノ確執及被退学陸軍士官学校留学生ノ印刷物配布ニ関スル件」,1035頁。
- (68) 1931年11月,国民政府は帰国留日学生,及び中国東北にある東北大学,馮庸大学の学生計330人の一時的収容を,清華大学に発令した。が,清華大学学長は学生寮が20人しか受け入れられないとの苦情を教育部に伝えた。最も名門校である清華大学でさえ施設の状況がそれほど厳しかったが,ほかの学校は更に厳しかったであろう。「九一八事変後東北馮庸等大学師生流亡平津情況及東北学生留日帰国学生待遇辦法与有關函電」,中国第二歴史檔案館所藏教育部文書,5(2)-675。
- (69) 王奇生『中国留学生的歴史軌迹1872-1949』,湖北教育出版社1992年9月,115頁。

Re-Examination of the “Return Home Movement” of Chinese Students Studying in Japan after the Manchurian Incident: With Reference to their Struggle for Legal Rights

ZHANG Yiwen

The Manchurian Incident of 1931 had a strong impact on Chinese students studying in Japan. The Chinese students' disaffection with Japan peaked in that year, and they initiated a large-scale movement of “Return Home” immediately after the Incident broke out. In 1932, only 30% of Chinese students remained in Japan.

Previous research into the history of Chinese students in Japan has focused on their patriotism and anti-Japan sentiments that were vividly reflected in their Return Home movement. However, the issues related to this movement are more complex than previous research has assumed. Indeed, the issues should be related to aspects of Chinese students' organization and their struggle with the Chinese government. Accordingly, the author pays special attention to students' activities and their consequences. First, how did these Chinese students overcome the problem of their finance and security after the Incident broke out and before they returned to China? Second, what happened to these Chinese students after they returned home? In this paper, the author investigates into the process of the Return Home Movement and sheds a new light on the relationship between these Chinese students in Japan and the government of the Republic of China.

First, the author points out that the Return Home Movement was principally promoted by students' organization, so-called Union of Chinese Students Studying in Japan (hereafter Union). The Union represented the Chinese students in Japan and negotiated with the Chinese Bureau of Supervising Students in Japan and the government of Republic of China that were against their return to China. The Union played the crucial role in raising funds for Chinese students' travel and securing their treatment once they arrived back in China. Although numerous Chinese students were hesitant about their returning home immediately after the Incident broke out, they decided to return home owing to the policy and promotion of the Union.

Second, the author examines changing attitude of the Chinese Bureau of Supervising Students in Japan. After January 28, 1932 when the First Shanghai Incident (January 28 Incident) broke out, the Bureau suddenly changed its attitude toward Chinese students hoping to return home. The Bureau let the Chinese students return home at the government expenditure, and the Bureau itself re-located back to China.

Third, the author analyzes what happened to Chinese students who returned from Japan. Most of them transferred to schools in China, North America, and Europe. The author thoroughly investigates into various rules of the national and local governments concerning school transfer, which clarified aspects of the reception of the Chinese students returning from Japan and the process of school transfer. Chinese students who had attended the Japan's Imperial Army Academy were ordered to enroll in the Central Military Academy in Nanjing.

Keywords: Modern Chinese history, Movement of “Return Home”, Manchurian Incident, Chinese students studying in Japan, Chinese students' organization in Japan, school transfer.